

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月九日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
2 (略)	<p>(検査の実施者等)</p> <p>第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</p>		<p>(検査の実施者等)</p> <p>第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士</p>

様式第六号の二（表面）を次のように改める。

様式第6号の2（第52条の21関係）（表面）

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>									
対象年	7:平成 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年分 <small>元号 年 1～9年は右↑</small>	検査実施年月		7:平成 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <small>元号 年 月 1～9年は右↑ 1～9月は右↑</small>								
事業の 種 類	事業場の名称											
事業場の 所在地	郵便番号 ()		電話 ()									

		在籍労働者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <small>右に詰めて記入する↑</small>
検査を実施した者	<input type="checkbox"/>	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師（1以外の医師に限る。）、 保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3:外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師	検査を受けた労働者数 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <small>右に詰めて記入する↑</small>
面接指導を実施した医師	<input type="checkbox"/>	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師（1以外の医師に限る。） 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <small>右に詰めて記入する↑</small>
集団ごとの分析の実施の有無	<input type="checkbox"/>	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない	

折り返す場合は、①の所を谷に折り曲げる

産 業 医	氏 名 所属医療機関の 名称及び所在地	印
-------------	---------------------------	---

年 月 日
事業者職氏名
労働基準監督署長殿

受 付 印

印

第一條（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二條 この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の労働安全衛生規則に定める様式による検査結果等報告書は、この省令による改正後の労働安全衛生規則に定める相当様式による検査結果報告書とみなす。